

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(青森県指定 第0272700055号)

○当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

☆居宅介護支援とは・・・

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

▼△▼ 目 次 ▼△▼

- 1. 事業者の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3. 事業所窓口の営業日及び営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4. 職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 5. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流と主な内容・・・・・・・・
- 6. 利用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 7. 介護支援専門員の交代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 8. 虐待の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 9. ハラスメント対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 10. 質の高いマネジメントの提供・・・・・・・・・・・・・・・・
- 11. 複数事業所の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 12. 事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・
- 13. 個人情報の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・
- 14. 苦情の受付について

五戸町社協指定居宅介護支援事業所

ご利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者がご利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 五戸町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 向山 裕
本部所在地	〒039-1511 青森県三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ36 五戸町社会福祉センター内
電話番号	0178-62-2547
法人設立年月日	昭和44年8月8日

2. 事業所の概要

事業所名称	社会福祉法人 五戸町社会福祉協議会
指定事業所番号	五戸町(0272700055)
事業所所在地	〒039-1702 青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字幸神道前15-4 五戸町保健福祉センター内
連絡先 相談担当者名 指定年月日	電話0178-77-2844 Fax0178-77-3340 管理者 向山 小百合 平成16年7月30日指定
通常の事業実施地域	五戸町
事業の目的	事業所は要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は家族に対し、公平・中立かつ適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	1. 常に利用者の立場にたって利用者の置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な介護サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供され、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮するものとする。 2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、訪問調査の受託、居宅サービス計画作成指導等の総合的なサービスの提供に努めます。

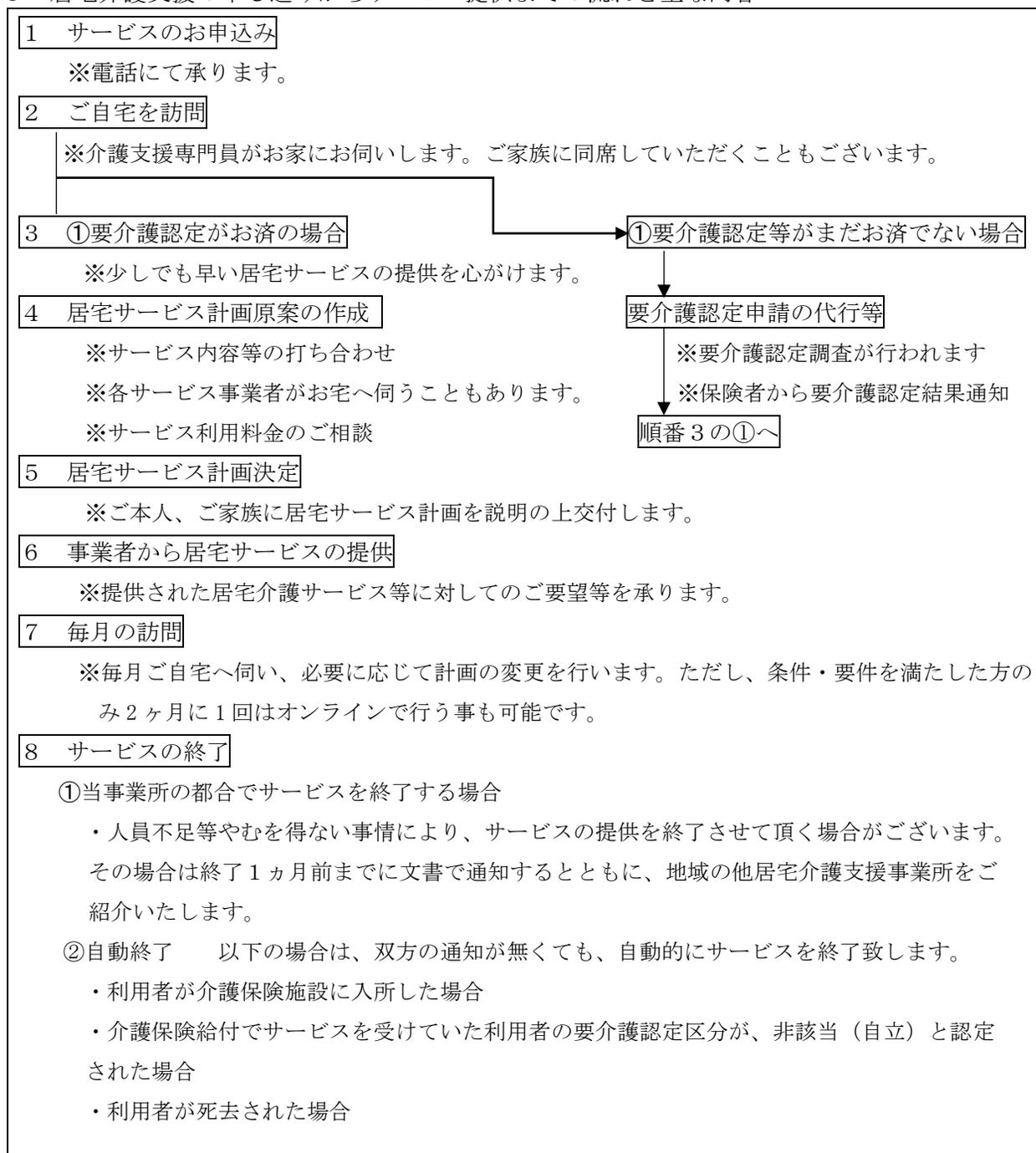
3 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日・年末年始を除く
営業時間	午前8時15分から午後5時までとする。 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。 (なお、運転中等対応できないときには折り返しいたします)

4 職員体制

職 種	職 務 内 容	常 勤
管理者・主任介護支援専門員	事業管理	1名
介護支援専門員	ケアプラン作成、サービス利用調整等	3名

5 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



6 利用料

(1) サービス利用料については、下表のとおりです。

介護保険適用となる場合は、下記利用料（下記記載加算含む）をお支払いいただく必要はありません。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、五戸町介護保険課に提出しますと、差額の払い戻しを受ける事ができます。

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1人あたりの利用者の数が 45人未満の場合	居宅介護支援費 10,860 円	居宅介護支援費 14,110 円

※加算制度改正により変動があります。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合はサービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

但し、事業所の車両を使用した場合は、次の料金をいただきます。

- ・通常の事業実施地域から片道 10キロメートル未満 300円
- ・通常の事業実施地域から片道 10キロメートル以上 500円

(3) 利用料金のお支払い方法

(1)(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

<ul style="list-style-type: none">○ 事業所窓口での現金払い○ 事業者指定口座への振込 八戸農業協同組合倉石支店 普通預金 0001341 口座名義 社会福祉法人五戸町社会福祉協議会○ 金融口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：青森銀行、みちのく銀行、青森県内の農協

7 介護支援専門員の交代

(1) 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(2) 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

8 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

9 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10 衛生管理などについて

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように対策を講じます。

1.1 業務継続計画の策定などについて

感染症や非常災害の発生などにおいて、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1.2 利用実績の説明

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- (1) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスの割合を説明いたします。
- (2) 前6ヶ月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供階位数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合を説明いたします。

1.3 複数事業所の紹介

居宅サービス計画のサービス作成にあたり、利用者やご家族などは介護支援専門員に対し複数の居宅サービス事業者等の紹介を求める事及び利用可能なサービス事業者の説明を受ける事が出来ます。契約者は十分な説明を受けた上でサービス事業所を選択して頂き、文書による同意を得て相互で保管する事とします。

1.4 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに事務局において対応するとともに、保険者に報告するものとします。また、利用者に対して当事業所の居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

1.5 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議において必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。

- ②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。
- (3) 個人情報の内容 (例示)
- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
 - ② 認定調査票 (各調査項目及び突起事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
 - ③ その他の情報
- (4) 使用する期間
契約締結日から契約終了日までとします。

1.6 苦情の受付について

- (1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

◎相談・苦情受付窓口

担当者 向山小百合 (管理者)

電話 0178-77-2844 Fax 0178-77-3340

受付日 月曜日～金曜日 (ただし、祝祭日・12月29日～1月3日を除く)

- (3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・五戸町介護支援課 介護保険班 電話 0178-62-2111

・青森県国民健康保険団体連合会 電話 017-723-1336

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

○事業所

所在地 青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字幸神道前15-4

名称 五戸町社協指定居宅介護支援事業所

説明者 職名 介護支援専門員 氏名 _____

私は、サービス提供開始に際し、事業者より上記の重要事項について説明を受け、確認、同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人及び家族代表者

住 所 _____

氏 名 _____

(利用者との続柄) _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。